

中国におけるグループ企業倒産の実体的併合に関する基準および実務運用
—H グループ企業更生手続における実体的併合を契機として—

胡 迪 (HU Di)¹

一、グループ企業倒産の実体的併合に関する外国の規定との比較

(一) 英米法系における規定

グループ企業倒産における実体的併合は、アメリカ倒産法における実体的併合規則から生じたものである。アメリカ倒産法では、実体的併合に関する具体的な規定が定めていないが、倒産裁判官は、裁判所により、司法執行に対する必要な命令、手続若しくは裁判する権利を有し、そのルールを確立してきた。アメリカでは、実体的併合は、1960年代に広く適用された。1978年に倒産法を改正してから、1990年代の半ばにかけて、徐々に実体的併合に関する裁判基準が確立した。これには、コストの分離により債権者の利益が害されるか否かによって判断する基準、倒産管財から生じる利益によって判断する基準、および債権者の期待から判断する基準などが含まれている。

コストの分離により債権者の利益が害されるか否かによって判断する基準とは、倒産法における効率原則に基づき、各債務者間での資産および負債を分離する難しさを実体的併合となるか否かの判断基準とするものである。当該基準は、実務において以下の7つの条件情によって判断されている。第1に個々の企業の資産および負債を分離し又は確定する困難さ、第2に同一財務諸表があるか否か、第3に個々の企業の併合による経営下での営利能力、第4に、資産と営業の混同の度合い、第5に異なる会社の所有に関する構造と利益の同一性の有無、第6に親会社およびグループ会社の間での債務の担保が存在しているか否か、第7に会社の定款に従わず資産を移転したかどうかである。

¹胡 迪 (HU Di)、北京中倫律師事務所(深圳)パートナー。翻訳：張達恒 (ZHANG DaHeng) (同志社大学大学院博士課程在籍)。

倒産管財から生じる利益によって判断する基準原則とは、裁判所は、実体的併合により、債務者の資産を増加させ債権者の利益が保護できるという状況を考えて、実体的併合を決定することである。その理由としては、第1に実体的併合により債務者の経営の実行可能性の増加により債務者の更生の可能性を高めること、第2に実体的併合を通じて1つの更生計画を確定することは複数の更生計画を確定することよりも管財費用を節約できること。第3に実体的併合を通じて、グループ会社の中で弁済能力を有する企業は、ほかの企業を支援することができることである。

債権者期待の判断基準とは、異なる会社の債権者間での利益相反から生まれた基準である。主に、債権者が債務者が所属するグループ会社を全体として債権債務関係を成立させたときに、裁判所は実体的併合を決定することができるこことを指している。

アメリカ以外の国の倒産法も、実体的併合に対して関連の規定を定めている。たとえば、1986年イギリスの倒産法には、他国企業は、裁判所による認可があれば併合による清算を執行することがきるとされている。1993年ニュージーランドの会社法には、裁判所が合理的であると認めれば、グループ企業の若しくは直接的な関係を有しているメンバーの会社を併合して清算にするとができるとされている。2007年オーストラリアの会社法改正においては、“pooling”という用語を通じて、グループ会社の間での財産を併合して清算することが出来るとしている。

(二) 国連立法ガイドにおける関連規定

グループ企業の実体的併合の倒産に関する立法、実務および一部のグループ企業の他国倒産問題がグローバル化になることに鑑み、2012年、国連国際商取引法委員会による「商取引法委員会倒産立法ガイド」“第3章：倒産企業の取り扱い”において、グループ企業の実体的併合による倒産処理方法が明確に定められている。また、第3章の“用語リスト”には、“実体的併合”を“グループ企業における2つもしくは2つ以上のメンバーの資産および負債を一つの企業の倒産財産として取り扱うこと”として定義している。

当該立法ガイドには、実体的併合の条件として、“裁判所は、グループを構成する各企業の資産・負債が混同され、その度合いが著しい費用・時間を投入せずには資産の所有と債務の所在を分離することができないまで達したこと、もしくはグループを構成する企業が、全く正当な事業目的を有しない詐欺的な計画に従事したことを確信し、このような目的もしくは活動を是正するために、実体的併合を行わなければならない”ことをあげている。併合命令が出されると、実体的併合に入ったグループメンバーの資産負債を単独の倒産財産として処理し、併合命令に入ったグループメンバー間での資産負債は消滅され、また当該併合命令に入ったグループメンバーの債権を単独の倒産資産に対する債権のように処理するとされる。さらに、グループ企業メンバー相互の債務が担保付債務である場合において、当該債務は実体的併合により消滅すべきであるとされる。

二、中国のグループ企業倒産の実体的併合に関する関連規定

実体的併合による倒産処理に関する最高人民法院司法解釈第5回草案では、グループ企業の法人格の著しい混同を、法人の財産の独立性が明らかに欠如している場合と法人の意思決定の独立性が失われている場合の2つの場合に分けられた。同草案3条によれば、以下の事情が著しく長期的に継続していれば、裁判所は、グループのメンバー財産の独立性が明らかに欠如していることを認定することができる。すなわち、(1) 流動資金、通貨資産、固定資産などといった経済性を有する財産が、占有、使用、収益および処分において区分しにくいこと、(2) 財務帳簿と会計書類を区分しにくいこと、もしくは共通の口座を混同して使用すること、(3) 生産、経営の場所が明確に区分されていないこと、(4) グループ企業が法人の財産の独立性を明らかに欠如していることが認定できるその他の場合である。また、同草案4条は、以下の場合が著しく長期的で継続的であれば、裁判所は、グループ企業が法人の意思決定の独立性が明らかに欠如していることと認定することができる。すなわち、(1) 主な業務が同様であり、取引行為、取引方法および取引価格などが支配企業に支配される場合、(2) 相互に担保もしくは相互に株式を持っている場合、(3)

取締役、監事もしくは役員の兼任、（4）グループ企業のメンバーが同様な支配人に支配され、人事の選任・解任、経営管理など重要な施策が、必要な手続を経ずに行われる場合、（5）グループ企業が法人の意思決定を深刻に喪失したことが認定できる他の場合。同司法解釈は、さまざまな原因で、実施されなかつたが、実務では、グループ企業の人格混同の判断基準に際して幅広く参考にされている。

最高人民法院は、2018年3月、「全国裁判所倒産事件の審理に関する業務会議メモランダム」（以下、メモランダム）を公表した。同メモランダム第6章では、グループ企業の倒産処理問題に対して初めて正式なルールが示された。すなわち、グループ企業倒産の実体的併合の適用条件については、グループ企業の法人格が著しく混同され、各自の財産を区分すると高額のコストがかかり、かつ債権者の利益を著しく損害する場合とされる。次に、グループ企業倒産の実体的併合に関する審理および管轄に関する規定も定められた。さらに、グループ企業間で、かなり緊密な連携があり、著しい法人格の混同がある場合に、当該グループ企業を1つ単独の実体として取り扱うべき、各メンバーの財産を併合して倒産財産として取り扱うべきであり、この場合、各メンバー間での債権債務が、実体の併合により、消滅され、各メンバーの債権者は法定順位で平等に弁済を受けるとされる。実体的併合による更生手続においては、更生計画では、同一の内容の債権分類、権利変更および配当に関する条項を制定することにより、債権債務の弁済、経営計画の制定および株主の権利の調整など事項を統一的に処理することができる。更生手続において実体的併合により処理する場合は、原則として1つの企業として合併すべきであるとされる。

三、中国のグループ企業の再建手続における実体的併合の実務

最高人民法院は、2018年になってようやくグループ企業の実体的併合の倒産に関する上記メモランダムを公表したが、司法実務におけるグループ企業の実体的併合の倒産事件はこれまで珍しくない。倒産法学者および実務家は、従来から併合のルールについて模索してきた。たとえば、以下の典型的な事件がある。江蘇省紡織工業有限会社を中心とする6つのグループ会社の更生事件、

雲南省煤化工有限会社を中心とする 5 つのグループ会社の更生事件、庄吉グループ有限会社を代表とする 4 つのグループ会社の更生事件、**纵横グループ “5 +1”** 会社の併合更生事件は、いずれも最高人民法院による全国裁判所倒産に関する典型事例、もしくは最高人民法院にて公式に公表された事例である。これらの事例は、グループ企業の実体的併合の更生に対して有用な模索をし、グループ企業の実体的併合による倒産処理にかかる審理に参考となっている。

公開されたデータを検索すると 2007 年に「企業破産法」が施行されてから現在まで、各地の裁判所は、毎年実体的な併合事件を審理し、および毎年、審理の数が増加してきた。そのうち、2014 年から急増して 2018 年までに 30 件に達した。地域分布から見れば、数が最も多いのは浙江省、つぎに江蘇省および重慶である。そのうち、併合されたグループ企業の数が最も多い事件は、H グループの企業倒産における実体併合の事件である²。

現在の中国の司法実務におけるグループ企業の実体的併合による更生に関する判決理由を総合的に分析すると、以下のことが分かる。すなわち、中国の裁判所により、グループ企業の更生事件における実体的併合の可否を判断する重要な要因は、グループ企業の法人格が著しく混同されたか否か、債権者の利益を深刻に損害するか否か、資産と債務を区分するコストが高すぎるか否かである。そのうち、最も重要なのは、グループ企業の間での法人格が高度に混同していることである³。たとえば、浙江纵横グループ有限会社を代表としての 6 つの会社の更生事件において、裁判所は、“グループ会社の法人格が混同”を理由として、併合による更生を認めた⁴。裁判所は、実体的併合更生が債権者

² 王静・蒋纬「実体的併合の倒産制度の適用に関する実証研究—倒産法の施行からの 76 件の事例を見本として」、法律適用、2019 年 12 期。

³ 贺丹「倒産実体的併合に関する司法裁判の基準の再考—比較の視点」、中国政法大学学報、2017 年 3 期。

⁴ 当該事件に関する判決書には、以下のことが記述されている。すなわち、“裁判所は、浙江纵横グループ有限会社を代表とする 6 つのグループの会社の更生事件を審理した際に、上記の 6 つの会社が実際に同じ会社に支配され、各グループ会社の法人格が著しく混同し

の利益を著しく損害するか否かを考慮する際に、主に、全体債権者の利益の保護と個別の債権者の、特に異議を有する債権者の利益の損害を比較して公平⁵に判断するとされる。当該基準は、ますます裁判所に重視されている。たとえば、裁判所は、江蘇省紡織工业出輸入有限会社を中心とする 6 つのグループ会社の更生事件を審理した際に、実体的併合の更生を決定する前に、公聴会を開き、債権者の意見を聴衆した。メモランダムにも、裁判所は実体的併合の申立てを受けた後で、即時に利害関係者に通知しなければならないと規定されている。資産と負債を区分するコストは高すぎるか否かという判断基準も、たまに

ていることが判明した”とされた。その上、法人格の混同を認定する理由が列挙された。すなわち、“（1）財務の混同である” 縦横グループ 1 + 5 の財務状況の外見からみると、相互で独立に計算しているにみえる。しかし、当該計算は浙江纵横グループ有限公司に支配されている。当該グループ有限公司は、資金を調達するために、融資部を設立した。各グループ会社のすべての決算活動は、グループ会社の融資部が統一的に行う。この 6 つの会社の間の財務帳簿、銀行口座も混同して使用していた。（2）高級管理者、内部機関および経営場所の混同である。グループ会社の高級管理者は、各グループ会社の代表取締役または経理として兼任する。同時に、同じ経営場所には 2 つ以上のグループ会社がある。2 つの会社は同様な生産ラインを有している（3）経営対策は、グループ会社に支配されることである。各グループ会社は、独立に対策の制定と管理に関する権限を有していない。各グループ会社の原材料と商品に関する購入、売却と価格の決定は、グループ会社に支配される（4）資産の混同で、単独会社の財産と負債を区分しにくいことである。グループ会社とグループメンバー会社の間の財産を区分し難いのみならず、各グループメンバー会社の間の財産も区分しがたいことである。たとえば、浙江倍斯特化纤有限公司、绍兴纵横聚酯有限公司および浙江星河新合纤有限公司は、共同の生産ラインを有している。ある会社が外部から融資した資金をほかの会社が使用する場合がある。（5）浙江纵横グループ有限公司のメンバー会社は資金が著しく不足している。各メンバー会社の登記資本をグループ会社による借金を通じて、各出資者に貸して、出資の検査後、当該資本金全額をグループ会社に返却する。各メンバー会社は独自に民事責任を負うことができない。（6）グループ会社とメンバー会社間には、貸付金につき相互担保関係がある。主に、グループ会社の借金の担保はメンバー会社で負う場合があり、もしくはメンバー会社の借金の担保はほかのメンバー会社かグループ会社で負う場合があり、グループ会社は借金を使用するが、借金した者をメンバー会社に確定する場合がある。以上を踏まえて、裁判所は、浙江纵横グループ “1 + 5” 会社の法人格の著しい混同に基づき、公平に債権債務を整理し、債権者の合法的な利益を保護するために、管財人の申立てにより、併合更生を決定とした。

⁵ 王健・劉思萱「実体的併合の更生の実際の見本」人民法院報、2018 年 2 月 1 日第 5 版。

言及されている⁶。たとえば、怡华系列企業の実体的併合による更生事件⁷では、裁判所は、資産と負債を区分するコストを考慮した⁸。

四、中国のグループ企業の更生事件における実体的併合に関する主な問題—Hグループ実体的併合の更生をきっかけに

(一) 実体的併合の倒産に関する審理の条件

国連国際取引法委員会の立法ガイドに規定されておるグループを構成する各企業の資産負債を混同し、その混同の度合いが、著しい費用と時間を投入せずに、資産の所有と債務の所在を分離することができないまで達したことであるという基準は、グループ企業が、実体的併合による倒産処理という手段を取るか否かを判断する際の基本原則である。同基準は、多くの国が実体的併合の倒産に関する規則を制定する際に適用される。メモランダムには、グループメンバー企業の法人格の著しい混同は、グループ企業が実体的併合による更生を採用するかを判断する重要な基準であるとする。ここにいう“法人格の混同”という概念は、会社法と倒産法では異なる内容と射程がある。簡単に言えば、会社法上の法人格の混同に関する規定の趣旨は、特別な状況のもので、株主有限責任を除外し、株主有限責任と債権者の利益保護の間のバランスを探ることである。当該混同は、個別の事例毎の判断であり、必ずしも全体上のものではない。ただし、倒産法上の法人格の混同は、グループのメンバー企業が実体的併合の倒産に通じて、一体的に処理するか否かの重要な基準である。当該混同は、深刻で全面的なものであり、混同であるか否かを判断せずに問題を解決することができない。それゆえに、倒産法上に、実体的併合の倒産処理の可否を判断する基準としての、法人格の混同はより厳しい要件に服るべきである。Hグループ更生事例を例にすると、Hグループメンバー企業の数は多いし、関係は複雑し、各メンバー企業の間の法人格は著しく混同している。とくに、資

⁶ 賀丹・前掲注（2）

⁷ 当該事件は、江蘇省高級人民法院による2011—2015年の間の10件重要な企業倒産事件の1つである。

⁸ 孔維演「実体的併合規則の理解と適用」、人民司法・適用、2016年第28期。

産、債務、経営対策、企業管理および人事の選任・解任などの面において長期的に混同があった。長期的な経営において、各企業間に大量のグループ取引と相互担保があり、債権債務関係が複雑であり、大量の売掛債権があり、資産と負債を区分するコストが高すぎた。対外関係において、各債権者は、Hグループの全体の信任とそのブランドの知名度に基づき、債権を有した。債権者全員の利益の保護を出発点としても、Hグループに対して、実体的併合により債権者全員の利益をより実現することができる。更生の結果からみれば、Hグループの企業価値は、そのブランド価値と資源全体の価値によって表われている。実体的併合により、更生をより成功させることができるのである。そこで支配企業が更生手続きに入った後に、管財人は裁判所に実体的併合の申立てをし、公聴会後に、裁判所は、Hグループ更生事件に対して実体的併合で審理することを決定した。

(二) 実体的併合の更生処理における期限に関する問題

裁判所は、倒産手続開始の申立受理時、債権者が債権の届出をすべき期間を定めなければならない。債権届出期間は、裁判所による倒産手続開始申立の受理公告があった日から起算して最短で 30 日、最長で 3 ヶ月とされている（企業破産法 45 条）。H グループの実体的併合の更生事件において、支配企業が含む一部の企業は先に更生手続に入った後で、管財人による調査により、実体的併合の企業の範囲を確定し、裁判所に先に更生手続に入った企業とまだ更生手続に入っていない企業を対象とする実体的併合を申立てる。裁判所は、当該申立を法律に従って裁定する。先に更生手続に入った企業に対して、裁判所は、倒産法に従い、受理の時期により、債権の届出時期を確定し、公告する。実体的併合の決定をした後で、如何に債権届出期限を確定するかについては、分別して債権を届け出る期限を確定するか、統一にするかという議論については、実務には異なる見解がある。ある見解は、更生手続に入った企業の債権届出の期限に対して調整しないが、新たに更生手続きに入った企業に対して改めて債権届出の期限を確定すべきであると考える。ほかの見解は、企業破産法による債権届出の締切日の目的は、債権者が積極的に債権を届け出ることを促す

ことであり、倒産手続に参加し、さらに権利を行使することであり、倒産手続の効率を引き上げることであるとする。さらに債権者は債権を届出る締切日後に債権を届出ることを禁止しないとする。この点、司法実務において、債権の届出の数、規模および複雑性により、指定している届出の期限は債権を届出る必要な期限と一致しない場合がある。とくに、受理公告に指定される債権の届出の期限は、実際の事件による債権の届出の期限と一致しない。この際に、倒産事件を受理する裁判所は、債権者の知る権利と債権者の権利・利益の保護のため、債権を届け出る期限を延長させることを債権者全体に通知することが一般的なやり方である。大連机床系列会社更生事件、上場会社ＳＴ超日更生事件および南京微型汽车厂倒産事件では、裁判所は、いずれも公告により、債権の届出日の延長を決定した。筆者は後者の見解に同意する。その理由は、前者の見解は、企業破産法における届出の期限に関する規定を機械的に理解し、司法実務における異なる事件の複雑性も考慮をせず、実体的併合による更生事件に関する異なる債権の届出期限を確定することにより、実際の操作の混乱を招くことも考慮せず、さらに、実体的併合の更生による法律効果を考えず、実行性がないからである。これに対して、第2の見解は、倒産法の立法趣旨に沿うものであり、実行性もある。この点、Hグループ実体併合の更生事件においては、管財人は、裁判所に債権の届出の期限を延長することを申立て、統一の締切日を確定して、債権者全員に告知した。

2、利息停止日の確定

期限未到来の債権は、倒産手続開始の申立が受理された時より、期限が到来したとみなす。利息付債権については、倒産手続開始の申立が受理時より利息を計上しない（企業破産法46条）。すなわち、受理日は利息停止日になる。しかしながら、実際の実体的併合の更生事件において、各企業の受理日は異なる。いくつかの受理日がある場合に、如何に利息停止日を確定するかは問題になる。これに対して、実務には異なる観点とやり方がある。すなわち、統一もしくは各申立てごとに利息停止日を確定することである。中国裁判判決書ウェブ

サイトを調査すると、ある裁判所は、利息日の統一を最初の受理の時点として設定するケースがある⁹。たとえば、郑志峰と鎧宝投資会社、湖州天外会社の普通倒産債権の確定の事件において、グループメンバー会社である鎧宝机械会社、湖州天外会社および鎧宝投資会社は、前後に倒産手続に入つてから裁判所により実体的併合が裁定された。管財人は、最初に倒産手続きに入った会社の受理日を利息停止日とした¹⁰。その中に、債権者全員は弁済を受ける公平な手続きを確保するため、実体的併合の倒産手続きを後に倒産した企業の財産・債権を先に倒産した企業に統合して統一して弁済する。各グループメンバー企業は、単独の実体とみなされない。先に倒産した企業の受理日を、倒産債権の利息停止日とすることは実際の公平原則を満たし、倒産法における公平に弁済するとの立法趣旨にもかなう。しかし、当該見解は不公平と考える。理由は、第1に当該見解は、後に受理する企業の債権者の利益を害する。当該見解は、実体的併合の倒産手続開始後に、各企業が単独の実体としてみなされなく、統一して弁済し、統一した利息停止日の確定が債権者の利益の確保に有利であるという見解に基づく。しかし、なぜ最後の受理日を利息停止日として設定するのではなく、最初の受理日を利息停止日としてするかという問題に対して、当該見解は解釈していない。実際に、当該見解は、債務者の負債規模をできるだけ減少し、更生の成功率もしくは弁済率を向上するためという目的を隠している。これは債務者を保護する主義の傾向を反映している。そのため、最後の事件の受理日ではなく最初の事件の受理日を基準として設定するが、当該方法は、後に受理をする企業の債権者の合法的な権利利益を侵害する。第2に、当該見解は、倒産法における実体的併合の手続と会社法上の法人格の否認の間の区別を曖昧にする。倒産法上の実体的併合の手続は、各グループメンバー会社の人格の混同と、当該混同を区別するコストが高すぎることに起因する。更生の効率

⁹ 自贡中级人民法院（2018）川03民初72号民事判决书，杭州市余杭区人民法院（2014）杭上商初字第1112号民事判决书，浙江省湖州市中级人民法院（2017）浙05民初57号民事判决书。

¹⁰ 浙江省高级人民法院（2017）浙终808号郑志峰与湖州鎧宝、湖州天外绿色包装印刷有限公司的普通倒産債権確定の紛争に関する民事裁判判決書。

を上げること、債権者の時間コストを節約することおよび債権者全員の利益を確保することを目的として実体的併合が行われる。これによる法的効果は、グループメンバー会社間の債権・債務が消滅し、各メンバー企業の財産が合一された後に倒産財産として、各メンバー企業の債権者に弁済するが、更生手続が別々に申立てられる場合時間を引き延しそぎる。ところが、会社法上における法人格の否認制度は、会社の法人格の独立と株主の有限責任を濫用することを抑止するために、会社の法人格と株主の有限責任を否認するものである。公平・正義の法律価値を実現するために、“法人格のヴェールを開ける”ことにより、会社の株主は会社の債務を無限に責任を負う。実体的併合は、直接に会社の法人格を否認することに等しくはない。それゆえに、当該見解の理論は成立しない。第3に、受理日を利息停止日の起算としたのは、手続開始を意味する。企業破産法の関連規定¹¹により、更生期間は、最長9か月を超えてはならない。更生期間の起算日も受理日である。最初の受理日を利息停止日として起算すれば、当該時点で手続開始を意味する。それにより、更生期間を計算する。そのため、後に更生手続に入った企業の時間を短縮し、更生の期間も短縮することも意味する。これは、更生手続を円滑に行うに不都合である。

上記の考慮を踏まえて、Hグループの実体的併合の更生事件を審理中、管財人は、“分別利息停止日”の規則を確定した。本事件の最初受理日と最後受理日の間に5ヶ月間の差がある。統一の利息停止日を確定する場合に、最初であれ最後であれ、利息停止日を確定し、いずれも本事件にかかる債権者に深刻な影響を与える。本事件に多額な金融債権があり、最初受理日を利息停止日として設定すれば、後に更生手続きに入った企業の債権者の権利利益を深刻に損害する。最後受理日を利息停止日として設定すれば、負債規模の膨大化を招き、更生の成功に不利になる。実体的併合は各企業の法人が消滅するものではないことおよび本事件にかかる金融債務の多額を考慮して、管財人は“分別利息停止日”の規則を確定した。

¹¹ 債務者または管財人は、裁判所による債務者についての更生手続開始決定があった日から6か月以内に、裁判所および債権者集会に更生計画案を提出しなければならない。前項に規定する期間が満了した場合でも、裁判所は、債務者または管財人の申立てにより、正当な理由があると認めるときは、3か月の期限の伸長を決定することができる。

実体的併合の更生事件で、同じ債権者が多数の会社の担保権者として債権を有する場合の実務の取扱いであるが、この場合 1 個の債権のみ認める。当該“分別利息停止日”原則は、実務上にいくつかの不都合がある。たとえば、A、B および C は実体的併合の範囲に属する。同様の債権者は債務者 A、担保者 B および担保者 C に債権を届け出る際に、利息停止日がどっちの会社の受理日に準じるか問題がある。最終の主な債務者は、担保債権の範囲が主な債権の範囲に限りということを基づき、そのため、主な債務者の受理日を利息停止日とする。

(三) グループメンバー企業間での相互担保・相互債権の届出に関する処理
前記メモランダム 36 条によると、実体的併合で倒産を審理することを決定すると、各グループメンバー間の債権債務は消滅する。各グループメンバーの財産は併合し統一された倒産財産となり、各メンバーの債権者が同一の手続において法定の順位で公平に弁済を受ける。実体的併合で更生をすることを決定する場合、更生計画に統一の債権分類、権利変更および債権の弁済を受ける案が定められるべきである。H グループの実体的併合による更生事件において、各メンバー企業間に大量の関連取引と相互担保があった。債権債務の関係が複雑であり、多くの商業性のない売掛債権があった。そこで、債権を確定する際、管財人は、以下 2 つの問題に直面した。第 1 に、実体的併合の範囲内における多数の企業間で同一の債権者に担保を提供したことがあるため、当該債権者が複数企業に債権届出をする際、一個もしくは複数の債権が確定されるべきかという問題であり、メモランダムによれば、一個の弁済を受けることになる。すなわち、グループメンバーの財産を併合し統一した後、グループメンバー企業の債権者が同一手続にしたがって法定順位で弁済を受け、複数の債権であっても同一の手続で一個の債権として取扱われるのであり、同一債権につき複数回弁済を受けることは公平な弁済を受ける原則に反する。浙江溢佳香食品グループ有限会社を中心とする 4 つのグループ会社の更生事件において、裁判所は、相互担保もしくは求償関係があるグループメンバー会社が倒産手続に入った後、以下の要件があれば、実体的併合の原則を採用することを考慮できる

とした。すなわち、グループメンバー企業の財産および意思決定の独立性が著しく失われることにより、倒産手続が 1 個の法律実体とみなされる場合である。異なる企業の財産を統一して債権者全員に配当し、同一債権者についてはグループメンバー企業の担保の数に基づき累積的に計算するのではなく、一個の債権額のみを基礎に債権が確定される。また、グループメンバー企業の相互負債は消滅し、その結果、債権を公平に弁済する¹²。

第 2 に、管財人は、グループメンバー企業は相互に債務を求償できるか、もしくは相互に債権を届け出るかという問題にも直面した。メモランダムによると、各グループメンバー企業の間の資産と負債は、実体的併合の倒産手続開始により、相互の債権債務が消滅する。各メンバー企業の間で債務を求償したり、相互に債権を届け出たりすることは、個々に更生手続を行うことと同様である。それは更生手続の効率に影響を与えるのみならず、メンバー会社間の債権債務関係が消滅し、併合された財産から統一して弁済することに関する実体的併合の効果を台無しにする。

(四) 実体的併合による更生手続における決議

更生計画を提出すべき期間については企業破産法 79 条に規定されている。更生計画がグループごとに決議されるべきことについては同法 82 条に規定されているが、グループメンバー企業の実体的併合の更生手続における決議手続については明確に規定されていない。著者は、メモランダムの趣旨に従い、各メンバー企業は、実体的併合の更生手続開始により、財産が併合され、債権を統一して弁済し、更生計画を統一して制定し、債権者集会を統一して開くべきであると考える。また、各企業の債権者は、実体的併合が認められた後で 1 つの企業の債権者とみなされる。そして、企業破産法によるグループごとに決議し、人数と金額を併合後計算し、これを、更生計画草案の決議の基礎とすべきである。

¹² 浙江杭州中院（2010）浙江商破字第 1、2、3、4 号 “某浙江溢佳香食品会社倒産更生事件” 「溢佳香食品グループ有限会社を代表とする 4 つグループ企業の実体的併合の司法探索」（陳劍）人民法院案件集参照。

実体的併合による更生処理における決議手続と規則の難点は、株主グループが如何に決議するかということである。実務に異なる見解がある。ある見解によれば、株主は会社に対して出資することで株主権利を有し、その権利は、グループメンバー企業の法人格の混同とは別である。そのため、株主は、各グループメンバー企業ごとに分別して決議すべきであるとする。他の見解は、実体的併合の効果は、グループメンバー企業が自らの資産の全部を対外負債に負担するため、各企業の株主の権利と利益も併合して計算され、決議されるべきであるというものである。現在、実体的併合のもと、株主グループに如何に決議させることについては明確に規定はないが、上記の2つ見解もいずれも実効性に難点がある。たとえば、併合決議は理論上の問題がある。すなわち、実体的併合は株主の権利と利益が併合されることとは別である。他方、どのような基準で各株主の出資割合と株權割合を計算しても疑いを招く。たとえば、分別して決議する場合において、株主グループの決議の成立は個々に判断されることになるが、実体的併合範囲内のグループメンバー企業の数は多く、各企業間の株主権が重なっている場合、例えばAはBの株主であり、BはCの株主である場合、問題は複雑である。それにより、時間とコストがかかる。

実体的併合の更生事件には様々な種類がある。議決規則を統一の確定するのは、むしろ具体的な事件を取扱う場合不都合である。異なる具体的な事件により、異なる決議規則を制定すべきである。

(五) 更生計画の統一の制定と提出

更生を実体的併合で行う場合、更生計画には統一した債権分類、権利の調整および債権の弁済を受ける案を制定すべきである（メモランダム36条）。当該規定に従い、実体的併合を審理する事件では、更生計画を統一して制定して、債権者に統一して提出して決議をすべきである。企業破産法¹³のもと、更

¹³ 債務者または管財人は、裁判所による債務者についての更生手続開始決定があつた日から6ヶ月以内に、裁判所および債権者集会に更生計画を提出しなければならない。前項に規定する期間が満了した場合でも、裁判所は、債務者または管財人の申立てにより、正当な理由があると認めるときは、3ヶ月間の期限の伸長を決定することができる。債務者または管財人が法定期間以内に更生計画案を提出しないときは、裁判所は、更生手続廃止の決

生計画は一定期間内に提出すべきところ、裁判所は債務者の更生手続開始日を基準時としてこの期間を計算して決定すると規定されている。実体的併合による場合、異なる受理日があり、如何に期間に関する起点を確定することが規定されていない。実務では異なる見解がある。ある見解は、たとえ実体的併合による更生の場合でも、最初の企業の更生手続開始日を基準時として計算すべきであるとする。ほかの見解では、実体的併合の決定日を起点として期間を改めて計算すべきであるとする。後者の見解に同意する。その理由は、H 事件において、最初の受理日と最後の受理日の間に 5 ヶ月間の差があり、グループメンバー企業の数が多いし、債権者的人数が多く、債権債務関係が複雑であった。この場合、企業破産法による最初の申立日を期間の起点とすると機械的に考えると期間を短縮を意味し、残る 5 ヶ月間に後で更生手続に入った企業の資産負債の調整や更生計画の制定は、実現できない。最長期間である 9 ヶ月の期間を超える場合には、債務者は清算に直面する。機械的方法は、更生する価値を有して更生の成功率が高い企業を、かえって清算へ導くこととなり債権者の利益の実現に不利である。そのため、法律で明確に規定されていない場合において、実体的併合の決定日を起点として計算するのは、法律に反しないとすべきであり、更生の成功を促し、債権者全員の合法的な利益の維持にも有益であると考える。

定をする同時に、債務者について倒産手続開始決定の決定をしなければならない（企業破産法 79 条）。